

地域センターのあり方について（中間報告）

（もっと身近で頼れる存在へ）

1 地域会議と地域センターに関する課題の検討

地域センターは、地域振興機能や自治力UPを担う事務所として区内に18か所設置され、これまで町会・自治会や青少年健全育成地区委員会（以下「青健」という。）などの関係団体と二人三脚で、地域福祉の向上に努めてきた。

一方で、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念を実現する仕組みの一つとして設置をめざしてきた地域会議については、3地区で設立され一定の成果を上げてきたが、その手法や地域の負担感など様々な課題があり、なかなか広がらない状況にある。

また、平成29年度板橋区区民意識意向調査結果における地域センターの利用状況（過去3年間）によると、地域センターを利用した方は32.1%、利用しなかった方は43.6%、地域センターを知らない方が14.1%であり、多くの区民にとって地域センターが身近に利用されているとは言えない状況が明らかとなっている。

そこで、地域センターが、町会・自治会や青健等とこれまでの関係性を保ちながら、より一層地域の自治力UPと区民サービスの向上をめざすため、区は平成30年5月に「地域センターのあり方検討会」を設置し、次の2点について検討してきた。

- (1) 地域会議に代わる新たな仕組みづくり
- (2) 地域センターの利用拡大の取組

以下に、これまでの検討結果について中間報告を行う。

2 地域会議に代わる新たな仕組みづくり

(1) 方向性

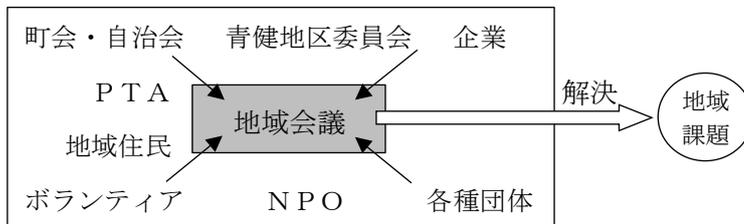
地域の共通課題や目標に向かって、多様な主体が連携・協力して取り組んでいくという地域会議の目的は変更せず、新たな会議体を設置するという手法を見直し、すでに地域で活動している会議体や地域団体（以下「会議体等」という。）の相互連携を促進し、地域内ネットワークを強化する手法に改める。

そのために地域センターが核となり、地域内ネットワークの強化を推進する役割を担う。

(2) 地域会議と新たな仕組みとの違い

① 地域会議

地域の共通課題や目標に向かって、地域住民、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどが、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力して取り組んでいくための会議体であり、構成メンバーの選任、会則の制定、区の承認手続きなど、定められたルールに則り活動する。



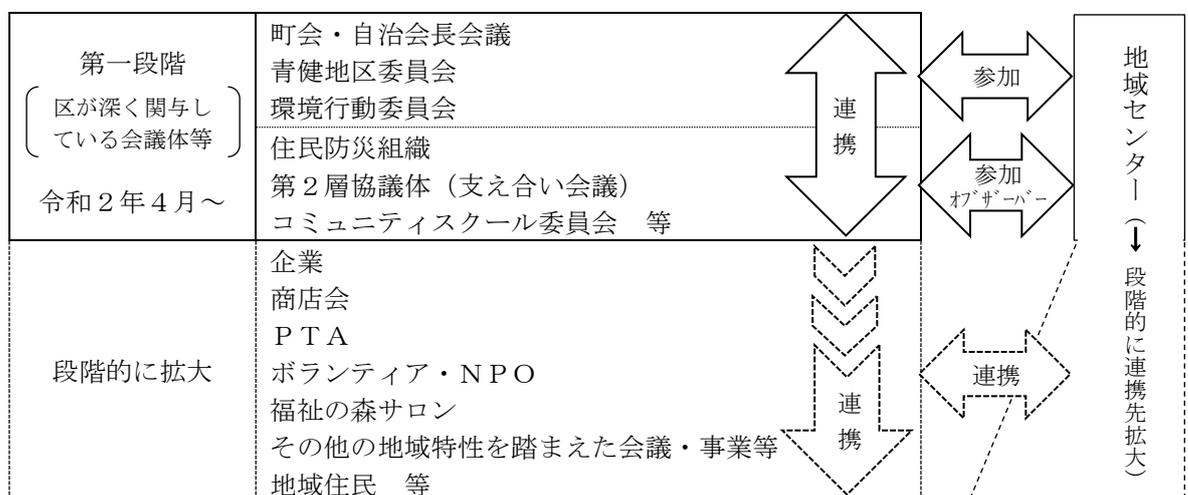
② 新たな仕組み

地域会議に代わる新たな仕組みは、新たな会議体をつくるのではなく、すでに課題の解決に向けて活動している会議体等を地域センターがつかないで支援し、地域内ネットワークを強化する。

ネットワーク強化については、地域によって進捗状況が異なり、長期間を要する取組になることが予想される。このため、町会長会議等の地域センターが事務局となっている会議や第2層協議体など、まずは区が深く関与している会議体等からはじめ、地域特性を踏まえつつ、PTAや社会貢献活動を行っている企業、ボランティア・NPO、地域住民等へと段階的につながりを増やしていく。

なお、地域センターが事務局となっている会議体等以外については、主催者の意向や地域センターの体制等もあることから、オブザーバーとして参加し、把握した情報を他の会議体等に提供することで、ネットワーク機能を担うこととする。

こうした段階的な取組により、地域における多様な主体の力を集め、個々の会議体等だけでは解決が難しい、横断的な地域課題の解決につなげていく。



【具体的事例】

板橋区版A I Pでは、各地域センターの区域を第2層の圏域とし、全18地域で協議体（支え合い会議）※の設置をすでに完了するとともに、生活支援コーディネーターの配置を順次進めている。地域性を前提としたA I Pの取組と地域センターの業務との親和性は高く、地域センターが関わることで、A I Pの取組をより一層推進する。

※ 地域包括ケアシステムを進めるため、多様な主体が参加して高齢者の支え合い等について協議する会議体。第1層は板橋区全域を圏域とする。

3 地域センターの利用拡大の取組

地域センターが、各会議体等間の情報共有の核となり、地域内ネットワークの強化を推進するためには、地域センターが各会議体等の情報を収集するとともに、その情報を必要とする他の会議体等へ伝える取組が必要である。

そして、地域内ネットワークの強化を通じて、地域センターの機能を拡大することにより、利用拡大に向けた取組にもつなげていかなければならない。

このため、令和2年4月から新たな地域センターとして、段階的に取組をスタートすることをめざし、以下の事項について、具体的な検討を行う。

(1) 会議体等への情報提供と連携

新たな課題や横断的な対応が必要な課題について、関係する会議体等へ情報提供し、連携を働きかける。

(2) 会議体等の連携による事業の拡大

従来から地域センターと関連の深い事業（地区まつり、運動会、成人の日のつどい）に対し、各事業の実施団体と協議しながら、地域で活動する会議体等の参加を得て、事業の拡充を図る。

(3) 地域活動参加の促進

区民が町会・自治会活動や様々な地域活動に関心があっても、どこに相談したらよいかわからない場合があり、地域センターが地域情報を収集・提供し、活動参加への後押しを強化する。

(4) 相談業務の強化

地域センター業務の一つである「区政に対する要望その他行政上の相談」について、地域センターの相談業務に関する広報を充実するとともに、相談環境を整えていく。

(5) 広報の充実

地域センターの役割が変わることを契機として、広報いたばしやホームページ等で集中的に周知を図るとともに、その後も機会を捉えて継続的に広報していく。

4 検討経過

(1) 検討会開催回数

平成 30 年 5 月 地域センターのあり方検討会を設置

平成 30 年 5 月～令和元年 7 月 あり方検討会を 17 回開催

令和元年 7 月 庁議報告

(2) 検討会構成員

政策企画課、経営改革推進課、人事課、

地域振興課（地域センターの代表者複数名を含む）

5 今後のスケジュール

令和元年 8 月 区民環境委員会に報告

令和元年 9 月 町会連合会事務事業連絡会及び町会長会議等で説明

令和元年 11 月 事務改善委員会に最終報告

令和元年 12 月 庁議報告

令和 2 年 1 月 区民環境委員会に報告

令和 2 年 2 月 町会連合会事務事業連絡会及び町会長会議等に報告

令和 2 年 3 月～ 広報いたばし・ホームページ・SNS 等で周知